

令和6年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和6年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,074,617千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和6年2月9日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,751,690 <small>千円</small>
	1 負担金	1,751,690
2 使用料及び手数料		2,000
	1 使用料	2,000
3 国庫支出金		2,129,728
	1 国庫補助金	2,129,728
4 県支出金		68,999
	1 県補助金	68,999
5 財産収入		50,420
	1 財産運用収入	50,420
6 繰入金		4,146,814
	1 他会計繰入金	3,905,714
	2 基金繰入金	241,100
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		27,965
	1 清算金収入	100
	2 雑入	27,865
9 市債		24,897,000
	1 市債	24,897,000
歳 入 合 計		33,074,617

歳 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		33,074,617 <small>千円</small>
	1 総務費	606,161
	2 事業費	30,061,528
	3 公債費	2,325,529
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費充当 企業債公債費	80,399
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		33,074,617

第2表 債務負担行為
追 加

事 項	期 間	限 度 額
二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業基盤整備工事請負契約	令和7年度	限度額 650,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期地区事業費	千円 869,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺事業費	927,000			
旧上瀬谷通信施設地区事業費	22,366,000			
東高島駅北地区事業費	552,000			
関内駅前地区事業費	183,000			
計	24,897,000			